

パリ、2020年11月16日

日本における親による子の拉致 - これまでの対応

「離婚による影響を受けている245,000人の子供（2008年）のうち、面会が許されているのはたった2.6%です。」残り97%の両親が離婚している子供に関しては、「最も可能性が高い結末として (...) 養育権を持たない親は離婚後、子供と会うことができなくなります。子供との面会が実現したとしても、月に1度の面会権しか得られないという悲惨な状態です。」

(棚瀬孝雄教授。ハーバード大学で社会学博士号を取得し、京都大学で教授を務める。) ¹

はじめに

日本では、年間およそ15万人の子供が両親のいずれかによって違法に拉致されています。

「つながりを断たれた」親は、日本当局を通して連絡を取ろうとあらゆる努力をしています。ですが、拉致された子供たちは何年にもわたり片方の親に会うことができず、その状況は時に、彼らが成人するまで続きます。こういった悲劇は社会階級を問わず起こっており、拉致したのが母親（ほとんどの場合は）か父親か、日本国内での拉致か外国から日本への拉致かに関わらず、日本国籍の子供と二重国籍を持つ子供の両方に影響を及ぼしています。

そうした状況は、東京の上野晃弁護士によって次の言葉で整然とまとめられています：

「日本では毎年、あらゆる接触を絶った片方の親によって15万人の未成年が拉致されています。するともう1人の親は、父親であることが多いのですが、子供との結び付きを維持するために当局を頼ることができません。 (...) 最大の問題は、子を拉致した側に正当性があるという点です。子供は権利を有する個人ではなく、家の財産と見なされます。家具のように動かすことができる対象物として扱われているのです。」訴訟の進行中、つながりを断たれた親が子供と連絡を取り続けるための支援を、日本の司法が提供することはありません。「ひとり親によって築かれた新しい家庭環境に配慮して²」というのがその理由です。

このように日本は、国家機関の行為と不作為によって拉致を奨励し、是認しています。ひいては、子供の権利の重大な侵害を犯しています。

¹ 棚瀬孝雄、『両親の離婚と子供の最善の利益：面会交流紛争と日本の家裁実務』（マシュー・J・マコーレー英訳、2011年）20:3 パシフィック・リム法律・政策雑誌 563、580 <<https://digital.lib.washington.edu/dspace-law/bitstream/handle/1773.1/1028/20PacRimLPolyJ563.pdf>>.

² 上野晃、日本外国特派員協会（FCCJ）での記者会見より『日本の子供拉致問題』（動画、2018年12月20日）<<https://www.youtube.com/watch?v=6R8KBWtv1LY>>; ヨハン・フルリ、『Au Japon, de nombreux parents kidnappent leurs enfants en toute impunité』、Les Inrockuptibles（2019年1月2日）<<https://www.lesinrocks.com/2019/01/02/actualite/monde/au-japon-de-nombreux-parents-kidnappent-leurs-enfants-en-toute-impunite/>>

2018年3月、駐日EU加盟国大使26名が法制度に状況の改善を求め、日本の法務大臣宛てに共同書簡を発行しました。2019年6月26日には、フランス人の父親数名と東京で会談したフランスのエマニュエル・マクロン大統領が、彼らの状況を「受け入れ難い」と述べました。イタリアのジュゼッペ・コンテ首相も同様の見解を表明しています。両首脳とも、この問題を日本の安倍晋三首相へ提起しました。

ですが日本当局は、自国の司法制度に欠点はないものとしてこの問題に見て見ぬふりを続けています。さらには、欧州の指導者たちによる非難は事実無根であるとまで主張しています。

日本当局による不誠実な否認とヨーロッパ当局およびその加盟諸国からの必要措置の欠如に直面して、つながりを断たれた親たちは行動を起こしました³。その多くは、Zimeray & Finelle弁護士事務所のパートナーであるジェシカ・フィネル弁護士を法定代理人としたものです。

「つながりを断たれた」親たちの活動

1. 国際連合人権理事会へ日本国に対する申し立てを提出

2019年8月 - 4カ国からの父親と母親10人が、14人の子供たちのために国際連合人権理事会へ申し立てを行いました。1994年に日本が批准した、児童の権利に関する国連条約（CRC）が定義する子供の権利について、日本において一連の著しい侵害が起こっていることを明らかにする内容でした。この申し立ては、日本当局が片方の親による拉致を容認し、促進し、支援さえすることで、少なくとも年間15万人の児童の権利を侵害していると明確に示しています。

日本当局は、児童の権利の最も基本的な原則を尊重せず、数々の違反を犯しています。例えば、つながりを断たれた親が拉致について刑事告訴をしようとしても、日本の警察はそれを受理しません。その親が子供を探そうとすることさえ、起訴されることになる脅す事例が頻繁にあります。

この申し立ては現在、国際連合人権理事会による審査を受けています。

2. 日本での子の拉致に対する欧州嘆願および欧州議会議決

2020年2月 - トマソ・ペリーナ氏（イタリア国籍）とヴィンセント・フィショ氏（フランス国籍）は他の親たちと共に、欧州議会法務委員会（PETI）へ嘆願書を提出しました。これらの嘆願書のために開かれた公聴会で彼らは個人的な事例を明らかにし、拉致した側の親は日本当局の全面的な支援を受けていると話しました。MEPは、日本当局が国際法をなかなか遵守しないことに起因する、親による子の拉致件数の多さに懸念を表しました⁴。

³ https://www.youtube.com/watch?v=S30_Be3sD6A&t

2020年7月 - 欧州議会は、親による拉致を経て日本にいる子供たちの健康と幸せについて、2020年7月8日に686の賛成票と共に採択された決議（反対1票、棄権8票）で懸念を表明しました。議会は、児童の権利に関する国際基準に適合するため、法制度の改革を導入するよう日本当局に呼びかけました。そして子の返還と親の別離後の面会権の両方で、国内判決と海外判決を執行するよう日本に要請しました。MEPは子供への、そして親権を持たない親との将来的な関係性への長期的な悪影響を防ぐため、拉致事件は早急に処理されなければならないと強調しました⁵。

3. フランスからの子の拉致方法について、日本当局がフランス領土内で組織したセミナーを摘発

2020年5月 - 2020年5月にフランスの外務省大臣へ送られた書簡の中で、ジェシカ・フィネル弁護士はフランス当局に対し、2018年5月15日にフランス領土内で開催された会議に関連して日本の大使を喚問するよう求めました。これはパリの日本文化会館で、日本の外務省と日本弁護士連合会が共催して開いたものです。イベント内部からの録音では、ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）の適用を回避する方法について、すなわち、同意なしに日本へ連れ帰った場合にフランスへの子の返還を防ぐ方法について、参加者が説明を受けているのを聴き取ることができます。この問題は2019年3月24日、パリで開かれたセミナーについて嘉田由紀子議員が懸念を表明し、日本の外務省（MOFA）に説明を求めたことを受けて国会で議論されました。MOFAの回答は驚くべきもので、当該セミナーはその目的を達成し、内容は満足のいくものだったとして結論付けられました⁶。

4. EUと日本間の戦略的パートナーシップ協定（SPA）一時停止を要求

2020年10月 - Zimeray & Finelle弁護士事務所は10月20日、2018年にブリュッセルと東京間で締結された戦略的パートナーシップ協定（SPA）の一時停止のために欧州委員会を招くよう欧州議会の議長へ要請。これにより、日本における子の拉致問題を欧州議会の法務委員会へ委ねました。

⁴ <https://www.youtube.com/watch?v=ZyCQG2puUQ8&t=2s>

⁵ https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/B-9-2020-0205_EN.html

⁶ <https://youtu.be/H1s6KSbxEzA?t=643>（10分43秒より）

弁護士団は、連合と日本との間に協力のための枠組みをもたらすSPAは、両当事者が人権と、両親とつながりを持つという子供の人権の尊重を約束するよう定めている、と議論しました。そして児童の権利に関連して日本が違反を重ね、また親による拉致問題について日本によるEUとの連携が完全に欠如しているにも関わらずSPAを維持することは、EUが自らの原則に違反してその価値を損ない、EU児童保護の責務を放棄しているに等しいと強調しました。

欧州委員会が措置を取ることを拒否した場合、欧州議会は欧州委員会を、契約上の義務を軽んじているとして欧州連合司法裁判所へ連れ出すことができます。

Zimeray & Finelle 弁護士事務所

Zimeray & Finelleは国際人権（企業コンプライアンスを含む）、越境犯罪、紛争解決を専門的に取り扱い、複雑な訴訟における専門知識を国際外交と結び付け、クライアントそれぞれのニーズに合わせた独自の法律サービスを提供しています。